

## 出来事（2018年6月）

### 1. 食品衛生法改正

HACCPの義務化、食品の容器包装のポジティブリスト化等を目的として、食品衛生法等の一部の改正が行われます。6月7日の衆議院で可決・成立し、6月13日に公布されました。

- ①広域的な食中毒事案への対策強化 ⇒ 施行日：1年を超えない日
- ②HACCPに沿った衛生管理の制度化 ⇒ 施行日：2年を超えない日
- ③特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集⇒2年を超えない日
- ④国際整合的な食品用器具・容器包装を衛生規制の整備 ⇒ 施行日：2年を超えない日
- ⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 ⇒ 施行日：3年を超えない日
- ⑥食品リコール情報の報告制度の創設 ⇒ 施行日：3年を超えない日
- ⑦その他

### 2. 健康増進法の改正（受動喫煙の防止等）

6月15日、衆議院で可決し、6月19日、参議院に送付されました。

6月末時点では成立していません。

### 3. 既存添加物の販売実態調査（第4次消除 2回目）

厚生労働省は、「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等の調査」を、昨年12月22日から行った（「平成29年度調査」という）ところ、68品目の既存添加物の販売実績等を確認できなかったとして、海外を含む第2回目の調査が実施されることになりました。

- ・調査期間：6月27日～9月26日
- ・調査品目：68品目

### 4. 食品添加物の新規指定

- 1) アルゴン（包装充填ガス）の新規指定について、6月12日、内閣府食品安全委員会は、「ヒトの健康に悪影響を与える可能性はない。」と、厚生労働省に回答することとされました。（尚、食品添加物専門調査会には諮られておりません。）
- 2) 二炭酸ジメチル（Dimethyl dicarbonate DMDC）（殺菌剤）の新規指定については、2月9日、3月7日、4月19日、5月31日の食品安全委員会食品添加物専門調査会で審議されました。継続審議とされています。
- 3) 国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。
  - ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
  - ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
  - ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤） ・カルミン（着色剤）

### 5. 規格基準の改正

アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg

以下に制限する使用基準の改正に関する食品安全委員会の健康影響評価がなされ、「アルミニウムの耐容週間摂取量（TWI）を2.1 mg/kg 体重/週と設定する」が了承されました。食品衛生審議会食品添加物部会の審議を経て、5月29日から6月27日まで、意見募集（パブコム）が実施されました。

## 6. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限

② 6月7日付けの新たな出荷制限

1) 群馬県 前橋市の富士見村、沼田市、渋川市の伊香保町、藤岡市の旧藤岡市、みどり市の旧勢多郡東村、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬭恋村、片品村及び川場村において産出された野生のこしあぶら

2) 群馬県 前橋市の富士見村、高崎市の旧倉渕村、沼田市の旧利根村、渋川市の旧渋川市吉岡町、中之条町の旧中之条町、川場村において産出され野生のたたらのみ

## 7. 米国における部分水添油（PHOs、日本では「トランス脂肪酸」）の規制

2018年6月18日以降の製造の加工食品：PHOsの使用禁止

2020年1月1日から：PHOsを使用した2018年6月18日以前の製造・加工食品の流通禁止。ただし、全米食品製造者協会（GMA）から申請された限定的な使用：1年延期

## 8. 全添加物リストの更新 米国 FDA

EAFUS（Everything Added to Food in the United States）として、3,973品目の物質のCA番号、一般的な用途、CFRの番号、注釈等が掲載され検索可能となっていますが、6月26日に更新されました。

[https://www.accessdata.fda.gov/scripts/fdcc/?utm\\_campaign=CU%3A%20FDA%20Updates%20Everything%20Added%20to%20Food%20in%20the%20U.S.%20Inventory&utm\\_medium=email&utm\\_source=Eloqua&set=FoodSubstances](https://www.accessdata.fda.gov/scripts/fdcc/?utm_campaign=CU%3A%20FDA%20Updates%20Everything%20Added%20to%20Food%20in%20the%20U.S.%20Inventory&utm_medium=email&utm_source=Eloqua&set=FoodSubstances)

## 9. クロレラ製品とスピルリナ製品から亜硫酸を検出（FSAI）

Nutrisure社のサンプルで、15～89ppm（平均38ppm）の亜硫酸が検出されたとのことです。亜硫酸アレルギーのヒトには、リスクとなります。

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/allergen\\_alerts/chlorella\\_spirulina.html](https://www.fsai.ie/news_centre/allergen_alerts/chlorella_spirulina.html)

## 10. 新規食品 D-リボースの安全性（EFSA）

EFSAは、5月31日、一般の安全量を36mg/kg 体重/日とした上で、申請された使用法と使用量における安全性は確立されていないとしました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5265>

## 11. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社カーギルジャパンが、ベネズエラ輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で一律基準を超える 2,4-D が、同社がベネズエラから輸入したカカオ豆のモニタリング検査で一律基準を超えるシペルメトリン検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。カカオ豆の食品衛生法違反は、継続しており、輸入者の姿勢を疑いたくなります。

\*2,4-D：フェノキシ酸 系農薬・除草剤

\*シペルメトリン：合成ピレストリン・殺虫剤

- ・フジフードサービス株式会社がタイから輸入した果実の調整品の自主検査で、安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤの PRSV-SC 陽性により、廃棄、積戻し等が指示されました。

(作成：2018年6月30日)